

環境省関係福島復興再生特別措置法施行規則について
(平成 29 年 5 月 19 日公布 : 環境省令第 9 号)

平成 29 年 5 月
水・大気環境局
廃棄物・リサイクル対策部

1. 改正の趣旨

第 193 回国会(通常国会)で成立した「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)により、帰還困難区域のうち、避難指示の解除により住民の帰還を目指す「特定復興再生拠点区域」について、市町村長が復興及び再生を推進するための計画を作成して内閣総理大臣の認定を受け、国が当該計画に従って土壌等の除染等の措置や除去土壌及び認定特定復興再生拠点区域内廃棄物の処理を行うことができることとなった。

改正法による改正後の福島復興再生特別措置法(以下「新法」という。)において、新法に基づく土壌等の除染等の措置の実施に当たって必要な同意取得等に関する事項及び認定特定復興再生拠点区域内廃棄物の要件を環境省令において定めることとされていることから、所要の整備を行うものである。

2. 改正の内容

(1) 新法第 17 条の 17 第 2 項において準用する放射性物質汚染対処特措法¹第 30 条第 4 項及び第 5 項の規定に基づき、土壌等の除染等の措置の実施に当たって必要な同意取得等に関する事項について、放射性物質汚染対処特措法施行規則²第 39 条と同様のものを定める。

(2) 新法第 17 条の 17 第 3 項の規定に基づき、認定特定復興再生拠点区域内廃棄物の要件を定める。

1 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成 23 年法律第 110 号)

2 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則(平成 23 年環境省令第 33 号)

3. 施行

公布の日